

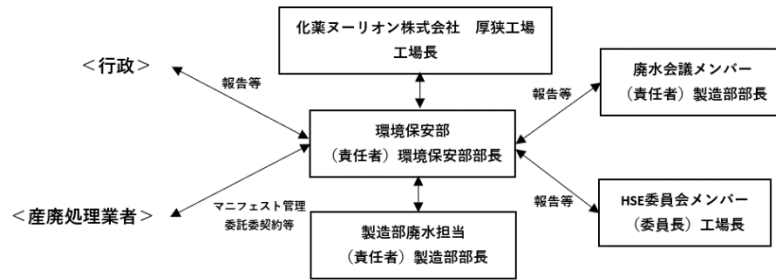
様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年6月11日	
山口県知事	殿
提出者	
住 所	山口県山陽小野田市大字郡2935番地
氏 名	化薬ヌーリオン株式会社 厚狭工場
	工場長 木森 正則
電話番号	0836-74-8121
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	化薬ヌーリオン株式会社 厚狭工場
事業場の所在地	山口県山陽小野田市大字郡2935番地
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	2039 その他の有機化学工業製品製造業
②事業の規模	売上高：非公開
③従業員数	70人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 製品検査・分析・有機過酸化物 引火性廃油 → 産業廃棄物処理業者に委託して焼却処分 2. 有機過酸化物合成反応廃液 1) 強アルカリ性廃液 → 産業廃棄物処理業者に委託して、中和後凝集させ、スラッジはセメント原料化、中和水は水処理。または焼却処理。 2) 強酸性廃液 → 産業廃棄物処理業者に委託して、中和後凝集させ、スラッジはセメント原料化、中和水は水処理。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油
	排出量	213 t	928.31 t	8.22 t
	(これまでに実施した取組)			
	【引火性廃油】 プラントでの製品切替時に発生する廃油を効率のいい生産計画を立案することにより切替回数を減らし、結果発生する廃油を抑制する。 製品の不適合品が発生した際、廃棄物として処分するのではなく再利用できないか技術部にて検討する。 【廃アルカリ】 廃水処理プラントの運転条件を厳格に管理する。高濃度廃液と中濃度廃液をひとつの廃液槽にストックして内部の廃液プラントで廃水処理を行っているが、高濃度廃液と中濃度廃液をそれぞれの貯槽にストックし、中濃度廃液から内部廃液処理プラントにて処理を行う。内部廃液処理プラントでの処理量が上がるため産廃として排出する廃液量が削減される。			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油
	排出量	350 t	1300 t	8.8 t
	(今後実施する予定の取組)			
	令和8年度は生産増の見込みであるため廃棄物の量も増える見込みである。そんな中でも以下の取り組みを計画する。 【引火性廃油】 これまで実施した対応を継続。 【廃アルカリ】 これまで実施した対応を継続。 【廃酸】 内部廃液処理設備で処理できないか検討案が策定できたので投資案として稟議申請を行う。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特に実施していない
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特に取り組み計画はない。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油
	全 処 理 委 託 量	213t	928.31 t	8.22 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	441.32 t	8.22 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量		t	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量		t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量		t	
	（これまでに実施した取組）			
	【引火性廃油】 プラントでの製品切替時に発生する廃油を効率のいい生産計画を立案することにより切替回数を減らし、結果発生する廃油を抑制する。 製品の不適合品が発生した際、廃棄物として処分するのではなく再利用できないか技術部にて検討する。			
	【廃アルカリ】 廃水処理プラントの運転条件を厳格に管理する。高濃度廃液と中濃度廃液をひとつの廃液槽にストックして内部の廃液プラントで廃水処理を行っているが、高濃度廃液と中濃度廃液をそれぞれの貯槽にストックし、中濃度廃液から内部廃液処理プラントにて処理を行う。内部廃液処理プラントでの処理量が上がるため産廃として排出する廃液量が削減される。			

②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃油
	全 処 理 委 託 量	350 t	1300 t	8.8 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	800 t	8.8 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t		
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t		
	(今後実施する予定の取組) 【引火性廃油】 これまで実施した対応を継続。 【廃アルカリ】 これまで実施した対応を継続。			
	電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和7年度）実績】		
特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		1149.55 t		
(今後実施する予定の取組)				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書(補足)(令和8年度計画)

別紙2-2

多量排出事業者 名 称	化薬ヌーリオン株式会社 厚狭工場	所在地(市町名)	山陽小野田市	事業の種類	化学工業
-------------	------------------	----------	--------	-------	------

(単位:トン)																					
区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物	廃油	8	9									8	9	8	9						
	廃酸	213	350									213	350	0	0						
	廃アルカリ	928	1,300									928	1,300	441	800						
	感染性産業廃棄物																				
	PCB																				
	PCB汚染物																				
	PCB処理物																				
	廃石綿等																				
	有害産業廃棄物																				
	計 (B)	1,150	1,659	0	0	0	0	0	0	0	0	1,150	1,659	450	800	0	0	0	0	0	0